

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所令和5年(ヨ)第30107号事件の執行力ある仮処分決定正本に基づく債権者の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、債権者に対し、その営業時間内のいつにても、債務者の本店において、令和5年3月31日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写させよ。
- 2 債務者が本決定送達の日から7日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間が経過した日の翌日から履行済みまで1日につき金10万円の割合による金員を支払え。

令和5年6月15日

東京地方裁判所民事第21部

裁 判 官 山 中 秀 斗



(別紙)

当 事 者 目 録

東京都港区芝五丁目13-13

| | |
|---------------|----------------|
| 債 権 者 | リ・ジェネレーション株式会社 |
| 同代表者代表取締役 | 尾 端 友 成 |
| 同 代 理 人 弁 護 士 | 戸 田 裕 典 |
| 同 | 鈴 木 多 門 |

東京都台東区上野一丁目15番3号

| | |
|---------------|----------|
| 債 務 者 | 株式会社ナガホリ |
| 同代表者代表取締役 | 長 堀 慶 太 |
| 同 代 理 人 弁 護 士 | 千 葉 勝 美 |
| 同 | 松 長 一 太 |
| 同 | 今 野 涉 |

以 上

これは正本である。

令和 5 年 6 月 1 5 日

東京地方裁判所民事第 2 1 部

裁判所書記官 坂 本 真 紀

